

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和5年度の財務監査

土木部	道路管理課、道路整備課
教育総務部	学校給食課
学校教育部	学務課、教職員課

2 監査の実施期間

令和5年5月11日から6月29日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

土木部

(1) 道路管理課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、道路台帳整備事業における委託に地方自治法施行令及び平塚市契約規則に定める随意契約の適用条項誤りがあった。

また、前回監査の指摘事項と同様に、道路施設維持管理事業における委託に地方自治法施行令に定める随意契約の適用条項誤りがあった。

平塚契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、同じ誤りを繰り返さないようチェック体制の強化を図るなど、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
駅前広場（北口）地下倉庫	良好に管理されていた。
平塚駅北口駅前広場	良好に管理されていた。

(2) 道路整備課

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

教育総務部

(1) 学校給食課

ア 財務に関する事務の執行について適切に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
東部学校給食共同調理場	【車庫】 <ul style="list-style-type: none">・シャッター上部の柱に錆びあり 【調理場】 <ul style="list-style-type: none">・2階事務所、廊下にタイル剥がれ・全体的にシーリング材の亀裂や硬化・玄関天井に漏水、シミ
北部学校給食共同調理場	【車庫】 <ul style="list-style-type: none">・外壁の塗膜剥がれ、亀裂・鉄筋の露出、錆汁 【調理及び管理棟】 <ul style="list-style-type: none">・消防設備基礎コンクリートに亀裂・外壁シーリング材の亀裂や硬化

学校教育部

(1) 学務課

- ア 財務に関する事務の執行について、適切に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 教職員課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

以 上